

公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員給与規則

平成 22 年 6 月 30 日

財世保規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程（昭和 52 年 12 月 27 日財世保規程第 8 号。以下「非常勤規程」という。）第 6 条及び公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員就業規則（平成 22 年 2 月 26 日財世保規則第 1 号。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において非常勤職員とは、非常勤規程第 3 条に規定する参与、事務員、技術員、技能員、専門指導員、相談員、介助員、嘱託員の職務を行う職員をいう。

2 嘱託医については別に定める。

3 第 1 項に規定する専門指導員及び相談員の区分については、別に定める。

(給与の種類)

第 3 条 この規則により非常勤職員に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等とする。

一部改正[平成 24 年度規則 7 号]

(給料表)

第 4 条 非常勤職員の給料は、別表 1 の給料表に定めるところによる。

一部改正[平成 24 年度規則 7 号]

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当の支給、認定等に関することは、公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員通勤手当支給要綱による。

(特殊勤務手当)

第 5 条 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

追加[平成 24 年度規則 7 号]

(超過勤務手当等)

第 6 条 就業規則第 11 条に規定する一日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、当該勤務時間を超えて勤務した時間に対して、労働関係法令の規定に基づき超過勤務手当等を支給する。

2 勤務時間外の運営会議、研修等の手当については、そのつど別に定める。

(給料の減額)

第 7 条 非常勤職員が遅参、早退、無給の休暇、業務上の災害、通勤災害及び欠勤等により所定勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合には、勤務しなかった時間に相当する金額を原則として翌月の給与から控除する。ただし、事故欠勤については、有給の

欠勤とし、給与からの控除の対象外とする。

- 2 勤務時間1時間あたりの給料額は、給料月額を1ヶ月あたりの勤務日数で除した額に、1日あたりの勤務時間数を除した額とする。

(賞与及び退職金)

第8条 賞与及び退職金は支給しない。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準ずるもののほか、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、平成14年3月29日制定の財団法人世田谷区保健センター専門指導員要綱は廃止する。

附 則 (平成22年12月1日規則第9号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月1日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月14日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係） 一部改正[平成22年規則9号・23年2号・23年度10号・
24年度7号・25年度3号・26年度9号・27年度6号・
28年度5号]

非常勤職員給料表

職名	勤務日数	1日の勤務時間	給料月額	備考
専門指導員（心理）	月16日	7時間	318,400円	
専門指導員（言語聴覚士）	月16日	7時間	318,400円	
専門指導員（理学療法士）	月16日	7時間	318,400円	
専門指導員（作業療法士）	月16日	7時間	318,400円	
専門指導員（視覚障害指導）	月16日	7時間	318,400円	
技術員（保健師）	月16日	7時間	215,000円	
技術員（看護師）	月16日	7時間	210,000円	
技術員（管理栄養士）	月16日	7時間	208,000円	
技術員（臨床検査技師）	月16日	7時間	205,000円	
技術員（診療放射線技師）	月16日	7時間	231,000円	
技術員（社会福祉士）	月16日	7時間	190,400円	
技術員（運動指導員）	月16日	7時間	190,000円	
技術員（保育士）	月16日	7時間	184,800円	
介助員	月16日	7時間	160,160円	
事務員A	月16日	7時間	145,600円	
事務員B	月16日	7時間	149,000円	
参与（事務）	月15日	7時間45分	210,300円	
参与（技能）	月15日	7時間45分	203,700円	

※ 月の勤務が所定日数以外の場合は、給料月額を勤務日数で除して、1月の勤務日数を乗じた金額とする。